

## 将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト 委託業務仕様書

### 1.適用範囲

本仕様書は、「将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

### 2.委託業務名

将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト

### 3.目的

新潟市は、令和4年5月20日、内閣府の「SDGs 未来都市」に認定され、「将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト」を推進している。同プロジェクトでは、持続可能な「食と農」を実現させるために様々な取組を行っているが、「SDGs未来都市」の推進には、市民や民間事業者の理解や協力が不可欠である。

本業務では、新潟市が抱える食と農を取り巻く課題解決に寄与する先導的な取組を支援するとともに、「SDGs 未来都市」のさらなる普及啓発を図ることを目的とする。

### 4.契約期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

### 5.提案を求める事項

SDGs 未来都市の推進に向けた、新潟市の食と農を取り巻く以下の課題解決に寄与する先導的な取組(※a～cのいずれか又は複数の課題解決に寄与すること)

#### a.経済面

- ・農業と食品製造業の生産性の向上
- ・農産品及び食関連品の販路拡大

#### b.社会面

- ・農業の後継者不足(農業への理解促進・イメージ転換)
- ・食と農への興味関心の高まりによる行動変容の促進

#### c.環境面

- ・スマート農業による農業の脱炭素化、環境保全型農業の実践
- ・食料資源の効率的な利用、食品ロスの削減の取組拡大

### 6.納品物

受託者は、本業務に係る以下の事項について、令和5年3月15日(水)までに提出する。

- ①報告書電子データ1式
- ②報告書原稿2部
- ③その他新潟市が提出を求めるもの

※電子データのファイル形式については、新潟市の提出要求に応じること。

### 7.納品場所

新潟市政策企画部 政策調整課

## 8.各業務に付随する業務

- (1)市との打合せ及び連絡調整
- (2)本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- (3)本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影(必要に応じて市が素材提供を行う)
- (4)その他本業務に付随する業務(企画提案書を考慮し決定)

## 9. 留意事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

### (1)法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

### (2)連絡調整

業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

### (3)不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態(新型コロナウイルス感染拡大を含む)により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

### (4)一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

### (5)個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

### (6)守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (7)著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

### (8)その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。

(参考資料)本プロジェクトで掲げる指標





**【経済】**

農業及び食品製造業の生産性向上、農産品や食品に対する需要の増加、また、それらに伴う所得の向上を測るものとして以下の指標を掲げる。

| SDGsゴール<br>ターゲット番号   | 指標                |   |
|--|-------------------|---|
| <br>2.3<br>2.4  | 指標:農業産出額 推計値      |   |
|  | 現在(2019年):564.5億円 | 2030年:588.9億円<br>※2030年の目標値は、次年度総合計画策定時に設定                    |
| <br>8.2<br><br>9.5 | 指標:一人当たりの市民所得     |   |
|  | 現在(2019年):3,012千円 | 2024年:3,012千円<br>(コロナ禍以前の水準まで回復)<br>※2030年の目標値は、次年度総合計画策定時に設定 |







**【社会】**

市民の新潟市での暮らしにおける満足度、食と農に対する関心度を測るものとして以下の指標を掲げる。なお、課題としてあげた農業における後継者不足の改善を図る指標としては、前述の「農業産出額 推計値」を活用する。

| SDGsゴール<br>ターゲット番号  | 指標                         |   |
|---|----------------------------|---|
| <br>2.1<br><br>3.8<br>11.7<br><br>11.a | 指標:新潟市に住み続けたい人の割合          |   |
|   | 現在(2021年度): 88.0%          | 2024年度:毎年度90%以上<br>※2030年度の目標値は、次年度総合計画策定時に設定 |
|   | 指標:農産物に対する誇り・愛着を持っている市民の割合 |   |
| <br>4.7  | 現在(2021年度): 86.8%          | 2030年度:95%                                    |

**【環境】**

環境に配慮した農業の実践、食料資源の保全・効率的な利用の促進を図るものとして以下の指標を掲げる。

| SDGs ゴール<br>ターゲット番号  | 指標   |  |
|--|--|--|
|  7.2<br> 7.3<br>13.1<br>13.2   | 指標:新潟市域の CO <sub>2</sub> 排出量<br>基準年度(2013 年度)<br>:790.8 万t-CO <sub>2</sub><br>2030 年度:474.5 万t-CO <sub>2</sub><br>※現行の温暖化対策実行計画の目標、<br>2022 年度に見直し予定 |  |
|  12.3<br>12.5   | 指標:食品ロス量<br>現在(2018 年度):35,950t<br>2030 年度:29,300t   |  |
|  2.4<br> 6.6<br> 15.1 | 指標:コハクチョウ飛来数<br>現在(2020 年度)<br>:14,648 羽 (越冬数日本一)<br>2030 年度:越冬数日本一  |  |